

香春町空き家リフォーム等補助金



香春町では、町内への移住・定住を促進するため、空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事又は残存する家財処分の費用に対し、補助金を交付します。

<リフォーム工事>※詳細は要確認

居住部分の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う工事（裏面参照）

- ・工事費用の総額が 10 万円以上であること
- ・他の補助制度の対象でないこと

どちらか一方

<家財処分>※詳細は要確認

居住部分において、使用されず残置された状態の電化製品、家具その他の家財道具の処分

- ・家電リサイクル法に基づく処理費用は除く（テレビ、エアコン等）
- ・処理及び処分は、一般廃棄物処理業の許可を受けている業者が行うこと

工事費用の 2/3（上限 50 万円）を補助

- ・新婚世帯、子育て世帯、町外からの移住のいずれかが当てはまる場合：上限 80 万円
- ・新婚もしくは子育て世帯であり、加えて町外からの移住の場合：上限 100 万円

処分費用（上限 5 万円）を補助



申請できる方

注）補助金の交付は、同一の空き家に対し、1 回限り

- ・空き家バンク登録物件の所有者又は求む情報登録者
- ・香春町に住民登録がある人又はリフォーム工事完了後に当該空き家へ住所を異動し住民登録をする予定の人
- ・空き家の所有者の3親等以内の親族でない人
- ・市町村民税等を滞納していない人
- ・リフォーム等をした空き家を3年以上適正に管理する物件所有者、もしくは3年以上定住し適正に管理する入居者及び入居予定者
- ・空き家の所在地である地区の自治会に加入する人（入居者及び入居予定者に限る。）

対象となる物件

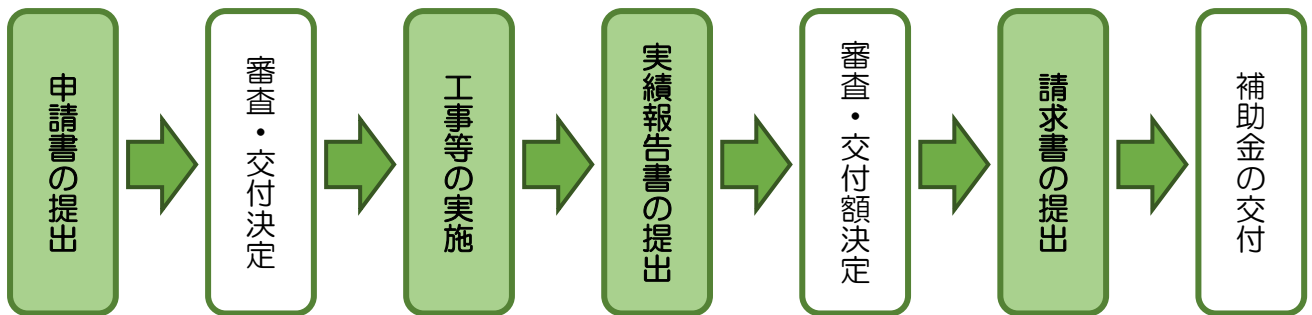
- ・空き家・空き地情報バンクに登録された一戸建て住宅であり、空き家になって1ヶ月以上経過した住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む。）
- ・入居することを目的に、空き家バンクを通じて売買契約又は賃貸借契約を締結した日から1年以内の物件
- ・平成 29 年 4 月 1 日以降に空き家バンクに登録された物件（家財処分のみ）

香春町役場 地域振興課 地域つながり係 TEL. 0947-32-8413

〒822-1492 福岡県田川郡香春町大字高野 994 番地 ●受付時間/8:30~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)



申請の流れ

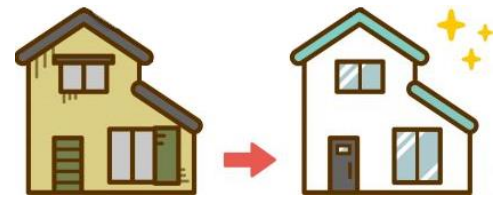


申請に必要な書類

- 香春町空き家リフォーム等補助金交付申請書
- 誓約書兼同意書

<添付書類>

- ア. 工事等に係る経費の明細書及び見積書の写し
- イ. 工事等を行う空き家の外観及び施工予定箇所の写真
- ウ. 売買契約書若しくは賃貸借契約書の写し又は売買若しくは賃貸借の同意が得られたことを証する書類
- エ. 工事等に係る所有者の同意が得られたことを証する書類（入居者及び入居者予定者に限る）
- オ. 工事を行う空き家の位置図
- カ. 工事の概要が分かる図面
- キ. 入居者及び入居予定者世帯全員の住民票の写し（入居予定者においてはリフォーム工事後の実績報告時に提出するものとする）
- ク. 市町村民税等の滞納がないことの証明書
- コ. 補助金振込先が確認できる通帳等の写し
- ケ. その他、町長が必要と認める書類



注) 家財処分の添付書類はア～エ及びケとなります。

申請時自治会に未加入の方は、「自治会等加入証明書」を実績報告時に提出する必要があります。

- **リフォーム工事や家財処分は、必ず補助金交付決定後に着手してください。**
- 工事完了後30日以内、または申請年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

対象リフォーム工事の内容	
1	基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
2	屋根、外壁、天井、内壁、床等の断熱改修工事
3	間取りの変更や床・壁紙の張替え等の模様替えを行う工事
4	バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
5	屋内修繕工事（畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
6	屋外修繕工事（バルコニー、雨樋、外建具等）
7	設備改修（システムキッチン、洗面台、トイレ等）
8	給排水管の修繕工事
9	申請者やその親族等が自ら施工する1～8の工事に必要な材料費及び専門工事として専門業者への委託に要する費用

※ 家具やエアコン等の住宅設備機器類の購入や設置工事などは対象外です。